

別記様式第1号（第7条関係）

年 月 日

関市長 様

申請者 所在地  
団体名  
代表者名 印  
電話番号  
FAX番号

年度 関市ソーシャルビジネス支援助成金交付申請書

関市ソーシャルビジネス支援助成金の交付を受けたいので、関市ソーシャルビジネス支援助成金交付規則第7条の規定により、事業計画書、収支予算書、助成対象事業団体調書その他関係書類を添付して次のとおり申請します。

事業の名称	
事業の概要	
助成金申請額	円

別記様式第2号（第7条関係）

年度 事業計画書

事業の名称	
事業の期間	事業開始予定日                      年            月            日 事業完了予定日                      年            月            日
事業の 実施場所	
事業対象者	
事業費	円
具体的な 事業内容	
事業の効果	

具体的な成果目標	成果目標の金銭価値化
	円
	円
	円



## 別記様式第4号（第7条関係）

## 助成対象事業団体調書

事業団体の 所在地			
事業団体の 名称	(フリガナ)		
	ホームページアドレス		
代表者	氏名		
	電話		
	住所		
設立年月	年 月	構成員	人
資本額又は 出資金の額			
主な活動履歴			
担当者	氏名		
	電話		
	Eメール		



別記様式第6号（第8条関係）

年 月 日  
関市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名 様

関市長 印

年度 関市ソーシャルビジネス支援助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金については、次のとおり交付を決定しましたので、関市ソーシャルビジネス支援助成金交付規則第8条第2項の規定により通知します。

事業の名称	
助成金の額	円
注意事項	<ol style="list-style-type: none"><li>この助成金は、申請のあった事業の目的を遂行するために要する経費として交付するものであるから、その目的以外には支出できません。</li><li>この助成金について、偽りその他不正の行為により助成金の交付を受けたとき、目的以外又は不当な支出等があったとき、規則その他法令等の規定に違反したときその他市長が助成金の交付を適当でないと認めたときは助成金を返還していただきます。</li><li>助成事業が完了したときは、事業の成果を記載した実績報告書、収支決算書等を速やかに提出してください。</li><li>その他関市ソーシャルビジネス支援助成金交付規則に定める事項を遵守してください。</li></ol>

別記様式第7号（第8条関係）

年 月 日  
関市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名 様

関市長 印

年度 関市ソーシャルビジネス支援助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった助成金については、次の理由により不交付を決定しましたので、関市ソーシャルビジネス支援助成金交付規則第8条第2項の規定により通知します。

事業の名称	
不交付決定の理由	

別記様式第8号（第9条関係）

年 月 日

関市長 様

申請者 所在地  
 団体名  
 代表者名 印  
 電話番号  
 F A X 番号

年度 関市ソーシャルビジネス支援助成事業変更申請書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市ソーシャルビジネス支援助成金について、次の理由により事業の内容を変更したいので、関市ソーシャルビジネス支援助成金交付規則第9条第1項の規定により、交付決定通知書の写しを添付して申請します。

事業の名称			
変更の内容			
変更の理由			
助成対象事業費 (円)	変更後 (A)	変更前 (B)	(A) - (B)
助成金 (円)	変更申請額 (C)	交付決定額 (D)	(C) - (D)

注意事項

- (1) 助成対象事業費の総額の3割を超える変更がある場合は、変更後の収支予算書を添付してください。
- (2) 変更決定した助成金の額が、概算払をした助成金の額を下回る場合は、その差額の返還が必要となります。
- (3) 助成対象事業費が増額となる場合であっても、助成金の交付決定額の増額変更は行いません。



別記様式第9号（第9条関係）

年 月 日  
 関市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名 様

関市長 印

年度 関市ソーシャルビジネス支援助成事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった事業の内容の変更については、申請のとおり変更することを承認しましたので、関市ソーシャルビジネス支援助成金交付規則第9条第2項の規定により通知します。

事業の名称			
変更の内容			
変更の理由			
助成対象事業費（円）	変更後（A）	変更前（B）	(A) - (B)
助成金（円）	変更後交付決定額（C）	変更前交付決定額（D）	変更額（C） - （D）
	既交付額（概算払額）	返還額（変更後の交付決定額が概算払額を下回る場合）	

別記様式第10号（第10条関係）

年 月 日

関市長 様

申請者 所在地

団体名

代表者名

印

電話番号

FAX番号

年度 関市ソーシャルビジネス支援助成事業中止届出書

年 月 日付け関市指令 第 号で交付決定を受けた関市ソーシャルビジネス支援助成金について、次の理由により事業を中止したいので、関市ソーシャルビジネス支援助成金交付規則第10条の規定により届け出ます。

事業の名称	
中止の理由	

別記様式第 1 1 号（第 1 1 条関係）

年 月 日  
関市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名 様

関市長 印

年度 関市ソーシャルビジネス支援助成金交付決定取消（返還）通知書

次のとおり、年 月 日付け関市指令 第 号に

〔よる関市ソーシャルビジネス支援助成金の交付の決定の全部（一部）を取り消した〕  
〔より交付した関市ソーシャルビジネス支援助成金の全部（一部）の返還を決定した〕  
ので、関市ソーシャルビジネス支援助成金交付規則第 1 1 条第 2 項の規定により  
通知します。

事業の名称		
取消し・返還の内容		
取消し・返還の理由		
助 成 金	交付決定額	円 …(A)
	取消し・返還決定後の額	円 …(B)
	既交付額(概算払額)	円 …(C)
	返還額	円 …(B - C)
	返還期限	年 月 日

別記様式第12号（第12条関係）

年 月 日

関市長 様

所在地

団体名

代表者名

印

電話番号

FAX番号

年度 関市ソーシャルビジネス支援助成事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定を受けた関市ソーシャルビジネス支援助成金に係る事業が完了したので、関市ソーシャルビジネス支援助成金交付規則第12条の規定により、事業報告書、収支決算書その他関係書類を添付して報告します。

事業の名称	
事業費 (実績額)	円
助成金の額	(事業費－国、県その他公共団体の補助金) 円
	(事業費×助成率) 円
	(交付決定通知書の額) 円
	上記のうち一番少ない額（千円未満の端数は切り捨て） 円

別記様式第13号（第12条関係）

年度 事業報告書

事業の名称	
事業の期間	事業開始予定日 年 月 日 事業完了予定日 年 月 日
事業の 実施場所	
事業対象者	
事業費 (実績額)	円
事業実績 の内容	
事業の効果 及び成果	

具体的な成果	成果の金銭価値化
	円
	円
	円

※添付資料 実施状況の分かる写真、新聞記事その他の交付対象ソーシャルビジネスの実績を示す資料

別記様式第14号（第12条関係）

年度 収支決算書

（収 入）

科目	内容	予算額 (円)	決算額 (円)	比較増減額 (決算－予算)	備考
市助成金					
収入 計					

（支 出）

科目	内容	予算額 (円)	決算額 (円)	比較増減額 (決算－予算)	備考
支出 計					

※領収書の写しなど決算に係る支払状況の分かるものを添付してください。

別記様式第15号（第13条関係）

年 月 日  
関市指令 第 号

所在地

団体名

代表者名 様

関市長 印

年度 関市ソーシャルビジネス支援助成金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった関市ソーシャルビジネス支援助成金の額については、次のとおり確定しましたので、関市ソーシャルビジネス支援助成金交付規則（以下「規則」という。）第13条の規定により通知します。なお、確定額が既交付額を下回る場合は、規則第14条第5項の規定により、その差額を返還してください。

事業の名称		
助成対象事業費(実績額)		円
助成金	交付決定額	円
	確定額	円 …(A)
	既交付額 (概算払額)	円 …(B)
	精算額	円 …(A - B)

年 月 日

関市長 様

所在地

団体名

代表者名

印

電話番号

FAX番号

年度 関市ソーシャルビジネス支援助成金交付請求書

年 月 日付け関市指令 第 号で額の確定を受けた（交付決定を受けた）関市ソーシャルビジネス支援助成金について、関市ソーシャルビジネス支援助成金交付規則第14条第1項（関市ソーシャルビジネス支援助成金交付規則第14条第4項において準用する同条第1項）の規定により、助成金の精算払（概算払）を次のとおり請求します。

事業の名称			
助成金の交付決定額又は確定額	円		
既交付額	円		
今回請求額	円		
振込先 金融機関	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店 出張所	
預貯金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

注意事項

- (1) 助成金の概算払は、交付決定額の7割の額を限度として請求してください。
- (2) 助成金の精算払は、助成金額確定通知書に従い、助成金の確定額から既交付額（概算払額）を控除した差額を請求してください。